

鳥労基発1202第1号
令和3年12月2日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長

積雪・凍結時における労働災害の防止について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働基準行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、気象庁の長期予報によりますと、この冬は西の地域ほど寒気の影響を受けやすく、西日本では気温が平年並みか低くなる見込みで、また、今後「ラニーニャ現象」が発生する可能性が高いとして、12月以降は厳しい寒さのほか大雪になるおそれもあるとしており、積雪・凍結に起因する労働災害の増加が懸念されるところです。

休業4日以上労働災害を事故の型別に分類しますと、『転倒』型災害が一番多く、全体の約4分の1を占めている状況にありますが、その中で、12月から翌年2月の間において、積雪・凍結により足が滑り転倒する災害が多く発生しています。(別添資料参照)

また、積雪・凍結による転倒災害を発生時刻別に見ると、朝の通勤時間帯や出勤直後の作業中等に多く発生しており、事業者の管理下にある駐車場や敷地内又は建物出入口で被災していることから、その対策により防止できる災害ともいえます。(別添資料参照)

なお、転倒災害による傷病名は骨折が多く発生しており、休業見込も1か月以上の重篤な災害となっています。(別添資料参照)

さらに、この時期においては積雪に伴い、屋根の除雪中の墜落事故、駐車場等の除雪中の除雪機械との接触事故、スリップによる交通事故などの労働災害の発生が懸念されることです。

つきましては、積雪・凍結時による労働災害を防止するため、別紙の事項の取組の実施について、貴会の会員事業場に対し周知並びに注意喚起くださいますようお願い申し上げます。